

## 前田の〈ちょっと経営を考えよう〉第 227 回

民主党政権も大きく変わりました。「建前論」や「選挙対策のためのバラマキ財政」はもう結構です。今後は真に国民のための政治を行って欲しいものです。やることはいろいろあります。次期総理にはそれを期待します。

さて、我々経営者も、ある意味同じですね！！

- 社長自身が自社のために今後何をしていくべきか？  
具体的に考え即決し、実行しているか
- あなたの会社の変革すべきことを発見し、変革を実行していますか
- 新商品開発、新サービス提案ができなければ旧商品リニューアル、性能改善（ブラッシュアップ）をしていますか ⇒ **必須です**
- お客様の志向の変化をよく見えていますか、お客様に合わせて変えましょう

結局やることはたくさんあります。  
 今不況を嘆くより → 「即行動」ですね。  
 そういった経営者を従業員は期待しています。

質問…今年何を変えましたか？

## 前田の《今人生を語る》第 132 回

めざめよ日本人<sup>㊦</sup>

今月は「セネカ…哲学者」の一言を！！  
 我々が生きるうえにおいて、なかなか役立つことが書かれています。  
 是非参考にしてください。

- ① 人間の一生は、十分長い。ただ我々自身が短くしているのである。使い方次第で長くもなる → ああ反省
- ② 全ての人間の中で唯一、英知のために時間を使う人だけが、真に生きている人である → 勉強しよう
- ③ 幸福な人とは、理性によって、欲望も覚え、恐れも抱かない人、そして判断の正しい人のことである → 正見ですね

【 今後の我々の生き方に役立つことを教えてくれています。感謝！！ 】

## みなし贈与課税

松村 英治

本来の贈与により取得した財産でなくても下記のような財産または利益は、贈与により取得した財産とみなされ、贈与税の課税対象となります。

- ① 適正な対価を負担することなく取得した場合の信託受益権
- ② 保険料又は掛金を負担しないで受け取った生命保険契約や損害保険契約の保険金（ただし、その保険料等を負担した人が被相続人であり、被相続人の死亡を保険事故として受ける保険金は、相続財産とみなされて相続税の対象となります）
- ③ 掛金又は保険料を負担しないで定期金の受給を受けることとなった場合の定期金の受給権
- ④ 著しく低い価額で財産の譲渡を受けた場合のその利益
- ⑤ 対価を支払わないで又は著しく低い価額の対価で債務の免除、引受又は第三者のためにする債務の弁済を受けたことによる利益
- ⑥ その他実質的に財産を他人のものとするなど、例えば次のような場合の経済的な利益
  - (イ) 新株の引受権を子供名義で引き受けさせる場合
  - (ロ) 親と子で同族会社を設立し、親は財産を非常に低く評価して現物出資し、子は現金出資する等の方法で、親の財産を子のものとする場合
  - (ハ) 不動産、株式等の名義変更があつて対価の授受が行われない場合
  - (ニ) 他の者の名義で新たに不動産、株式等を取得した場合

この中で、④「著しく低い価額」かどうかは取引の事情や取引当事者間の関係等を勘案して判定することとされていますが、この規定（通達）は親族間における租税回避行為を防ぐために設けられた規定ですが、昨今では、親族間のみならず第三者との取引においてもこの規定が適用されて、納税者が敗訴した事例もあります。

また、現状では、赤字のために、代表者が貸付けている金銭を債務免除を行うというパターンがよく見受けられますが、安易に行うとこれらの行為に対しても贈与税が生じるパターンがありますのでご注意ください。

以上、これらの規定は、民法で言われている贈与という法律行為以外に税務上の法律として定められていますので、日常の中で違和感を感じられることかもしれませんが、よく注意しないと後日課税当局より追徴課税を受けることになりかねませんのでご注意ください。